

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・全国各地の弁護士会による

全国一斉

生活保護 ホットライン

相談料
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、今、生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、全国一斉電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえます。
 - ・申請書がもらえない。
 - ・次の理由により申請が受け付けられない。
住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、自動車がある、65歳までは働ける、別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
 - ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「保護費を返してください」
「辞退届を書いてください」
「住宅扶助の基準が変わったので、安いところに転居しなさい」
「資産申告書を提出しないと保護を停止・廃止します」
 - ・保護費を“天引き”されている。
 - ・保護費が下がって、生活していけない。
 - ・ジェネリック（後発医薬品）の薬を使うよう強制されている。
- 相談料はかかりません。電話代もかかりません。
 - ★ 生活保護の利用を検討している方、利用中の方だけでなく、利用を支援しているご親族・福祉関係者の方からのご相談にも対応いたします。



ひんこんは なくす
0120-158-794

2019年12月17日(火)

10:00～22:00

※石川県内からのお電話で10:00～16:00には金沢弁護士会所属の弁護士がご相談に応じます（それ以外の時間帯や回線が混雑している場合は他の地域の弁護士が対応いたします）

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。